主 文

本件各抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、単なる法令違反、事実誤認、処分不当の主張であって、刑訴 法四三三条の抗告理由に当たらない。

よって、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成九年九月八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	小	野	幹	雄
裁判官	遠	藤	光	男
裁判官	井	嶋	_	友
裁判官	藤	井	正	蜤隹